

平成21年度第4回団体連絡会議議事次第

1. 日 時: 平成22年 3月19日(金) 14:00~17:00
2. 場 所: (社)日本建材・住宅設備産業協会 A・B会議室
3. 議 題
- (1) 富田 育男 建産協 専務理事 挨拶..... 14:00~14:10
 小野 正 経済産業省 製造産業局 住宅産業窯業建材課 企画官..... 14:10~14:20
- (2) 講演
- 「木材と木質バイオマスの利用動向」について..... 14:20~15:05
 (林野庁 木材利用課 課長補佐 香月 英伸 氏)
- 「住宅エコポイント」について..... 15:05~16:00
 (経済産業省 製造産業局 住宅産業窯業建材課 企画官 小野 正 氏)
- (3) 団体会員からのご報告..... 16:00~16:50
- 「塩ビ建材と環境への取り組み」について (塩ビ工業・環境協会)
 「C-PES 研究会」について (有限責任事業組合 C-PES 研究会事務局)
 「建材からの VOC 放散速度基準」自主表示に関する件 (日本接着剤工業会)
 「銅の殺菌力をテレビ放映」について (社団法人 日本銅センター)
- (4) 建産協からの報告・他..... 16:50~17:00
- ①平成21年度「建材の部位別性能評価法に関する標準化」事業の概要報告
 ②カタラボの報告
 ③「関東地域における VOC 排出抑制のためのネットワーク」参加のご案内

以上

平成21年度 第4回団体連絡会開催報告

平成 22 年 3 月 19 日(金)、建産協会議室において平成 21 年度第 4 回団体連絡会が 34 団体等 43 名の出席を得て開催された。

富田専務理事の挨拶に続いて、経済産業省製造産業局住宅産業窯業建材課 企画官 小野 正氏より挨拶があった後、講演、報告があった。

講演「木材と木質バイオマスの利用動向」について



講師：林野庁木材利用課 課長補佐 香月英伸氏

1. 木材資源利用合理化方策
2. 木材需要供給量
3. 我が国の木材供給量と自給率の推移
4. 林業就業者数と高齢者比率の推移
5. 木材チップ・樹皮・おが粉・工場残材・建設廃材の需給構造
6. 公共建築物等における木材利用の促進
7. 再生可能エネルギーの全量買取に関するプロジェクト

講演「住宅エコポイント」について



講師：経済産業省製造産業局住宅産業窯業建材課

企画官 小野 正氏

1. 住宅エコポイントの実施について〈制度概要〉
2. 住宅エコポイント・リフォーム対象製品の登録について
3. 住宅エコポイント制度の概要
～窓・ガラス・断熱材流通業者・施工店向け～

団体会員からの報告



塩ビ工業・環境協会環境・広報部 部長 一色 実氏
「塩ビ建材と環境への取り組み」について



日本接着剤工業会 専務理事 矢野 泰氏
「建材からの VOC 放散速度基準」自主表示に関する件



社団法人日本銅センター企画調整部長 幸 洋二氏
「世界初 銅の殺菌力を応用した黄銅クリニックを特集」のテレビ放映について



有限責任事業組合 C-PES 研究会 事務局発起人 岩田誠二氏
「C-PES 研究会」設立説明会の案内

建産協からの報告

1. 平成 21 年度経済産業省委託契約事業「建材の部位別性能評価法に関する標準化」の成果概要報告
2. VOC 自主的取組の普及啓発関連事業に関する「関東地域における VOC 排出抑制のためのネットワーク」ご参加のご案内
3. デジタルカタログ集「カタラボ」に「住宅エコポイント特集コーナー」を新設

講演 「住宅エコポイント」参考資料

- (1) 住宅エコポイントのポイント発行対象
 - ・エコ住宅の新築
平成 21 年 12 月 8 日～平成 22 年 12 月 31 日に建築着工*1.したもの。
(*1.根切り工事又は基礎杭打ち工事の着手)
 - ・エコリフォーム
平成 22 年 1 月 1 日～平成 22 年 12 月 31 日に工事に着手*2.したもの。
(*2.ポイント対象工事を含む工事全体の着手)
- (2) 持家・借家、一戸建ての住宅・共同住宅等の別によらず対象。
- (3) 国からの補助を受けて窓や外壁等の断熱工事を行っている場合は、エコポイント対象外。
(高効率給湯器や太陽光発電設備等については、ポイント対象工事に該当しないため、これらに対する補助を受けていても、エコポイントの発行対象になる)
- (4) 要件を満たしていれば税制特例や融資の優遇を受けることは可能。
- (5) エコリフォームの即時交換
エコリフォームによって取得したポイントを、エコリフォーム工事を行う同じ工事施工者が実施する追加リフォーム工事の費用に充当できる。
- (6) 性能基準に適合した製品を登録して、ポイント申請手続きを簡単にした。
- (7) 必要な書類が全て揃っていないとポイントの発行ができない。
ポイント発行申請に必要な書類は次の通り。

窓・ガラスの断熱改修でポイント発行申請に必要な書類

- ・窓の断熱改修によって、ポイントの発行を申請するためには、以下の書類が必要です。
- ・窓の流通業者、工事施工者の方は、発注者に以下の書類が確実に渡るように手配してください。

書類名	発行者	入手方法/工事施工者の記入方法
住宅エコポイント発行・交換申請書 リフォーム用(戸別申請)	申請者	所定の様式に申請者氏名、工事施工者の名称、工事種別などを記載します。
工事証明書(リフォーム)	工事施工者	工事施工者が、所定の様式に工事種別などを記載してください。
領収書のコピー又は契約書のコピー	工事施工者	工事施工者と発注者とのエコリフォームの工事請負契約に関する領収書又は契約書のコピー。
窓・ガラスの性能証明書	メーカー等	基本的に窓・ガラスの出荷とともに同梱されます。性能証明書がない場合は、メーカー等に発行を依頼してください。
工事写真	工事施工者又は申請者	窓全体が写るよう撮影し、現像又はプリントアウトした写真を申請者氏名、電話番号、工事部位が記入された A4 用紙に添付。
申請者の本人確認ができる書類	申請者	申請者の運転免許証・パスポート等のコピー。
<代理申請を行う場合>		
代理申請者の本人確認ができる書類	代理申請者	代理申請を行う場合のみ必要 代理申請者の運転免許証・パスポート等のコピー。
<即時交換を利用する場合>		
即時交換申請書+写真 振込口座登録(*)	申請者及び 工事施工者	即時交換を利用してポイントを充当する追加の工事の内容等を記載します。併せて即時交換対象箇所工事写真を1枚添付します。

*即時交換申請に必要な申請書や振込口座登録用紙は、住宅エコポイント事務局 IP からダウンロードできます。

外壁・屋根・天井、床の断熱改修でポイント発行申請に必要な書類

- ・外壁・屋根・天井、床の断熱改修により、ポイント発行を申請するためには、以下の書類が必要です。
- ・断熱材の施工事業者(元請事業者)の方は、施主に以下の書類が確実に渡るように手配してください。

書類名	発行者	入手方法/工事施工者の記入方法
住宅エコポイント発行・交換申請書 リフォーム用(戸別申請)	申請者	所定の様式に申請者氏名、工事施工者の名称、工事種別などを記載します。
工事証明書(リフォーム)	工事施工者 (元請事業者)	工事施工者が、所定の様式に工事箇所などを記載してください。
領収書のコピー又は契約書のコピー	工事施工者 (元請事業者)	工事施工者と発注者とのエコリフォームの工事請負契約に関する領収書又は契約書のコピー。
納品書・施工証明書	卸業者又は 改修・吹付け業者	納品書は、工事施工者に直接納品する卸業者に作成してもらいます。施工証明書は、改修・吹付け業者に作成してもらいます。
工事写真	工事施工者(元請事業者)又は 改修・吹付け業者	改修部位(外壁、屋根・天井、床)ごとに、工事中の状況を作成し、現像又はプリントアウトした写真を申請者名、電話番号、工事部位が記入された A4 用紙に添付します。
申請者の本人確認ができる書類	申請者	申請者の運転免許証・パスポート等のコピー。
<代理申請を行う場合>		
代理申請者の本人確認ができる書類	代理申請者	代理申請を行う場合のみ必要 代理申請者の運転免許証・パスポート等のコピー。
<即時交換を利用する場合>		
即時交換申請書+写真 振込口座登録(*)	工事施工者 (元請事業者)	即時交換を利用してポイントを充当する追加の工事の内容等を記載します。併せて即時交換対象箇所工事写真を1枚添付します。

*即時交換申請に必要な申請書や振込口座登録用紙は、住宅エコポイント事務局 IP からダウンロードできます。

なお詳しくは、住宅エコポイント事務局のホームページを参照のこと。(http://jutaku.eco-points.jp/)